

倶知安町プール絵本館交流施設設置管理条例 (案)

(設置)

第1条 町民の多様な活動の拠点として、心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図るとともに、絵本等の図書を通じた多世代の交流及びコミュニケーションの場の提供をすることにより、町民の生涯学習及びスポーツの推進に資するため、倶知安町プール絵本館交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 倶知安町プール絵本館交流施設

位置 倶知安町南3条東4丁目1番地2

(施設の構成)

第3条 施設は、プール、多目的ルーム及び絵本・図書施設をもって構成する。

(所管)

第4条 施設の管理運営は、教育委員会が行う。

(休館日及び開館時間)

第5条 施設の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第6条 施設に必要な職員を置くことができる。

(入場の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為及びそのおそれのある行為をする者の施設への入場を禁じ、又はその者の退場を命じることができる。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 施設又は設備を滅失し、汚損し、又は毀損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理運営上、支障を及ぼすおそれがあるとして教育委員会が特に禁止する行為

(使用の許可)

第8条 プールを専用して使用しようとする者又は多目的ルームを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を滅失し、汚損し、又は毀損するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(使用の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(2) 使用の申請内容に偽りがあったとき。

(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4) 使用に関して職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

2 前項の規定による制限等の措置をしたことにより、使用者に損害を生ずることがあっても、町は、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第11条 プールを使用しようとする者（次項に規定する者を除く。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 プールを専用して使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

3 多目的ルームを使用しようとする者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

4 前3項の使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

5 絵本・図書施設の図書等の閲覧及び館外への貸出しは、無料とする。この場合において、図書等の館外への貸出しを受ける場合の必要な手続については、教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第12条 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納入された使用料は、これを還付しない。ただし、町長は、特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第14条 施設を使用する者は、使用を終えたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は許可を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 施設を使用する者が建物、設備、備品等を滅失し、汚損し、又は毀損したときは、町長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない特別の事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) プール又は多目的ルームの利用の許可及びその制限に関する業務
- (2) プール又は多目的ルームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、第6条から第10条まで、第14条から第15条まで及び別表第1から別表第3までの規定は、当該指定管理者について準用する。この場合において、第7条から第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「町長が定める」とあるのは「指定管理者が町長の承認を得て定める」と、同条ただし書中「町長は、やむを得ない」とあるのは「指定管理者は、町長の承認を得てやむを得ない」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第18条 町長は、第16条の規定により指定管理者に施設の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に利用料金を收受させることができる。

2 前項の場合において、第11条の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに規定する金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、町長があらかじめ定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(倶知安町営プール管理運営条例及び倶知安町絵本館設置管理条例の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 倶知安町営プール管理運営条例（平成15年倶知安町条例第26号）

(2) 倶知安町絵本館設置管理条例（令和 6 年倶知安町条例第18号）

別表第 1（第11条、第18条関係）

プール使用料（個人使用）

区分		使用料（1人につき）				
		65歳以上	一般	高校生	小中学生	幼児
1回券	町民	490円	740円	490円	240円	無料
	町民以外	980円	1,480円	980円	480円	無料
回数券（1回券12枚つづり）	町民	4,900円	7,400円	4,900円	2,400円	無料
	町民以外	9,800円	14,800円	9,800円	4,800円	無料
定期券（1か月）	町民	9,800円	14,800円	9,800円	4,800円	無料
	町民以外	19,600円	29,600円	19,600円	9,600円	無料
定期券（3か月）	町民	19,600円	29,600円	19,600円	9,600円	無料
	町民以外	39,200円	59,200円	39,200円	19,200円	無料
定期券（6か月）	町民	29,400円	44,400円	29,400円	14,400円	無料
	町民以外	58,800円	88,800円	58,800円	28,800円	無料
年間パスポート	町民	58,800円	88,800円	58,800円	28,800円	無料
	町民以外	117,600円	177,600円	117,600円	57,600円	無料

備考

- 1 回数券の有効期間は、購入した日から1年間とする。
- 2 町外に居住する者のうち町内の小学校、中学校及び高等学校に通学する児童又は生徒がプールの個人使用をする場合の使用料の額については、町民の使用料を適用する。
- 3 この表に定める使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 4 この表の規定により計算して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第11条、第18条関係）

プール使用料（専用使用）

区分		使用料（1時間あたり）
25mプール（1コース専用）	町民	2,670円
	町民以外	5,340円

備考

- 1 使用時間（許可を受けた使用時間をいう。以下同じ。）に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 使用時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、1時間当たりの使用料の100分の100に相当する額を徴収する。
- 3 営利又は営業を目的として施設を使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表に定める使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 5 この表の規定により計算して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第3（第11条、第18条関係）

多目的ルーム使用料

区分		使用料（1時間当たり）	定員（目安）
多目的ルーム1	町民	2,880円	30人
	町民以外	5,760円	
多目的ルーム2	町民	2,880円	30人
	町民以外	5,760円	
多目的ルーム3	町民	2,700円	25人
	町民以外	5,400円	

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 使用時間を超えて使用した場合、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、1時間当たりの使用料の100分の100に相当する額を徴収する。
- 3 営利又は営業を目的として施設を使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表に定める使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 5 この表の規定により計算して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。